## 第11回厚別区防犯ネットワーク会議

■日時 平成28年12月8日(木) 10時00分~11時30分
 ■場所 厚別区役所2階 会議室C

### 次第

- 1 開会
- 2 代表挨拶 厚別区防犯ネットワーク代表 白川 典洋
- 3 厚別区の犯罪発生状況について 厚別警察署生活安全課生活安全係長 原田 剛

#### 4 報告

- (1) 厚別区防犯ネットワーク規約の変更について
- (2) 厚別区内小学校6年生を対象とした防犯アンケートの集計結果について
- (3) 各構成団体から
- 5 議事
  - (1) 来年度の事業計画について
  - (2) その他

#### 6 閉会

≪配布資料≫

- ・資料1 平成28年度厚別区防犯ネットワーク構成員等一覧
- ・資料2 厚別区防犯ネットワーク規約
- ・資料3 厚別区内小学校6年生 防犯アンケート集計結果
- ・資料4 正しい「地域安全マップ」
- •資料5 平成 28~29 年度事業計画

# 平成28年度 厚別区防犯ネットワーク構成員等一覧

資料1

氏名	所属団体	所属役職	備考
白川 典洋	小学校長会厚別支部	防犯ネットワーク担当	◎当ネットワーク代表、上野幌小学校校長
波多野 達郎	厚別区PTA連合会	副会長	〇当ネットワーク副代表、上野幌西小PTA会長
松山 瑞穂	厚別中央地区まちづくり会議	幹事長	厚別中央町内会連合会総務部長
藤島 敬久	厚別南まちづくり会議	防犯・安全対策部会	上野幌中央第六町内会会長
押田 純	厚別西地区まちづくり会議		厚別西地区森林公園町内会防犯 · 防災部長
東 健二郎	もみじ台まちづくり会議	議長	もみじ台自治連合会会長
安居法仁	青葉地区まちづくり会議		青葉町自治連合会防犯部長
栗原 佐外夫	厚別東地区まちづくり会議	副会長	厚別東町内会連合会交通安全部長
新谷拓朗	厚別区民生委員児童委員協議会		<u>※11月末で退任。後任者を選任予定。</u>
野川順子	厚別区青少年育成委員会連絡協議会	副議長	
	札幌市厚別区保護司会	事務局長	※関係団体として出席
小池 千秋	厚別区中学校長会	指導部担当	信濃中学校校長
田中昭夫	公益社団法人札幌市子ども会育成連合会	支部会長	
原田 剛	北海道札幌方面厚別警察署	生活安全課 生活安全係長	
神昭一	厚別警察署少年補導員連絡協議会	会長	
美藤加代子	札幌市厚別区役所	市民部長	
砂山 達郁	北海道コカ・コーラボトリング㈱	札幌販売部 <u>札幌第三販売課長</u>	※後援・支援団体
竹内 恒之	北海道コカ・コーラボトリング㈱	広報担当課長	※後援・支援団体

#### 資料2

#### 厚別区防犯ネットワーク規約

(設置及び目的)

第1条 厚別区防犯ネットワーク(以下「防犯ネットワーク」という。)は、防犯関係 団体、地域住民及び行政など関係機関との連携と協働により安全で安心なまちづ くりを進めることを目的として、あつべつ区民協議会内に設置する。

(組織)

- 第2条 防犯ネットワークは次の団体・機関等により組織し、必要の都度追加できるこ ととする。
- 2 構成団体は次のとおりとする。
  - ア 各地区まちづくり会議
  - イ 厚別区民生委員児童委員協議会
  - ウ 厚別区青少年育成委員会連絡協議会(厚別区青少年健全育成事業推進会)
  - エ 小学校長会厚別支部
  - 才 厚別区中学校長会
  - カ 厚別区 P T A 連合会
  - キ 公益社団法人札幌市子ども会育成連合会厚別区支部
  - ク 北海道札幌方面厚別警察署
  - ケ 厚別警察署少年補導員連絡協議会
  - コ 札幌市厚別区役所
- 3 防犯ネットワークの運営及び活動にあたり、次の関係機関等と連携し支援を得る。
  - ア 後援・支援団体
    - 北海道コカ・コーラボトリング㈱
  - イ その他の団体 防犯ネットワークが、その運営及び活動にあたり必要とする団体については、そ の都度協議のうえ招聘する。

(防犯ネットワークの事業)

- 第3条 当防犯ネットワークは、参加する団体の情報交換及び相互交流の場とし、次の 活動を実施する。
  - (1) 防犯団体の情報交換、防犯情報の共有
  - (2) 定期刊行物の発刊
  - (3) 厚別区ホームページへの防犯情報の掲載
  - (4) 防犯講演会の開催等

(5) その他、防犯ネットワークの目的達成のために必要な活動

(代表及び副代表)

- 第4条 防犯ネットワークの代表及び副代表は防犯ネットワーク内での互選とする。
- 2 代表は、防犯ネットワークを代表し、運営及び活動を総理する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その 職務を代行する。

(顧問)

第5条 防犯ネットワークに顧問を置くものとし、厚別区長及び厚別警察署長とする。

(会議)

- 第6条 防犯ネットワークを運営するため、「防犯ネットワーク会議」を置く。
- 2 防犯ネットワーク会議は、代表が招集する。
- 3 代表は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 4 会議の参加者は各防犯関係団体の代表が指名する者とする。
- 5 防犯ネットワーク会議では、事業計画、第3条に規定する活動等について審議する。

(事務局)

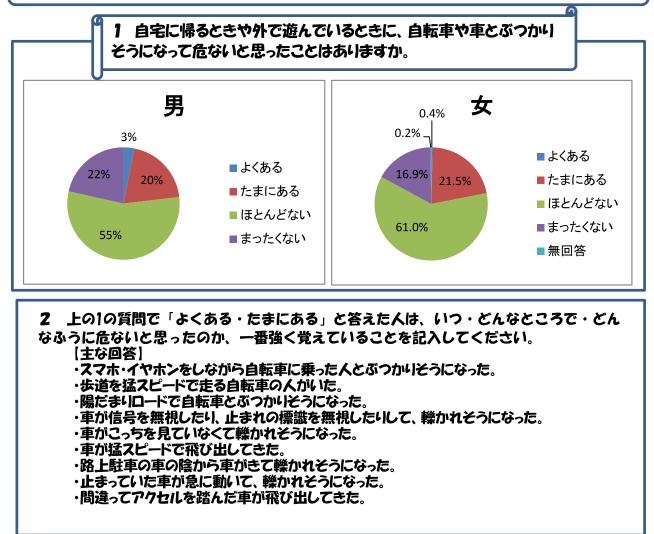
第7条 防犯ネットワークの運営を円滑に行うため事務局を置く。当事務局は当面の間、 札幌市厚別区市民部総務企画課内に置く。

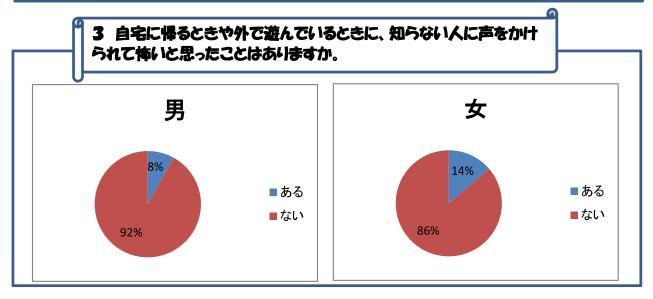
(その他)

- 第8条 この規約に定めるもののほか、防犯ネットワークの組織及び運営について必要な 事項は代表が定める。
- この規約は平成24年3月 1日から実施する。
- この規約は平成27年7月17日から実施する。
- この規約は平成28年7月21日から実施する。

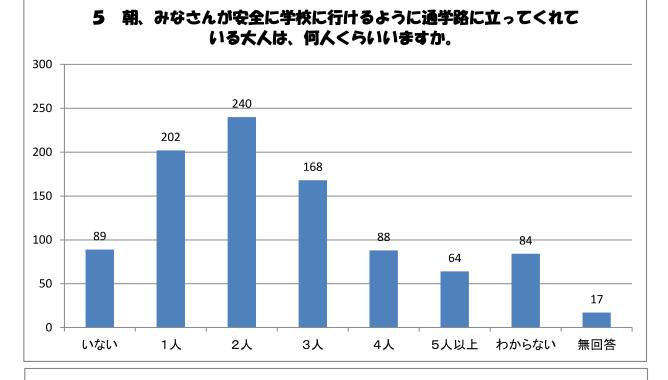


回答数:952人(男子484人 女子451人 性別不明17人)





4 上の3の質問で「ある」と答えた人は、いつ・どんなところで・どんな声をかけられて怖いと思ったのか、一番強く覚えていることを記入してください。
【主な回答】
・止まっていた車の中から話しかけられた。
・車に乗ろうと言われた。
・包丁を持った人とすれ違った。
・公園で声をかけられて写真を撮られた。
・節をあげると言われた。
・パが逃げたから一緒に探してほしいと言われた。
・いきない手をつかまれた。
・家にこないかと誘われた。
・下半身が裸の人と会った。
・道を教えてほしいと言われた。



みなさんが安全に家に帰れるように通学路に立っていてくれてい る大人は、何人くらいいますか。 

3人

いない

1人

2人

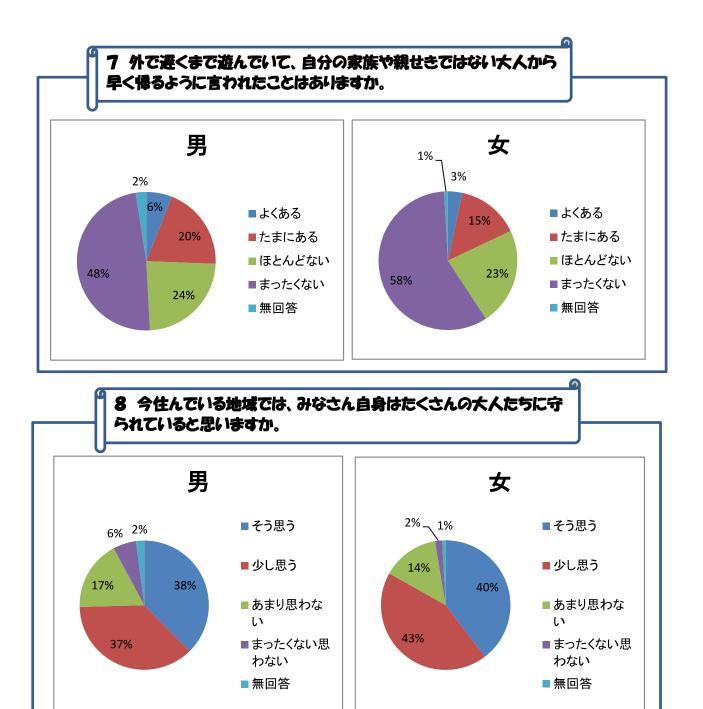
#### 

4人

5人以上

わからない

無回答





#### 犯罪対策閣僚会議<sup>\*</sup>がお墨付きを与える 防犯効果が高い「地域安全マップづくり」

不審者発生箇所を記入したり、交通安全的な見地 から危険な場所を記すものは地域安全マップではあ りません。個別の危険箇所、実際の「○丁目○番地 が危険」と暗記するのでもありません。

「正しい地域安全マップ」は理論根拠を犯罪機会論 としています。犯罪が起こる場所に注目し、犯罪者 が好む「入りやすくて、見えにくい場所」を、子ど もたちが見つけ・分析し・対処方法をマップづくり を通じ反復し体得します。これは、子どもたちの周 りに見えないバリアがあるようなもの、すなわちマッ プづくりをした一人一人の身につける防犯力であり、 旅先や海外でもその力は活かされ、生涯に渡って自 分を守る力となります。

また、地域住民が子どもたちのマップづくりに参 加や協力することにより、まちの中にある「入りや すくて見えにくい場所」を把握し、環境改善したり、 多くの大人がその場所に視線を注ぐことでハードを 変えなくとも「見えやすい場所」へ変えることができ、 まちの安全性も向上します。

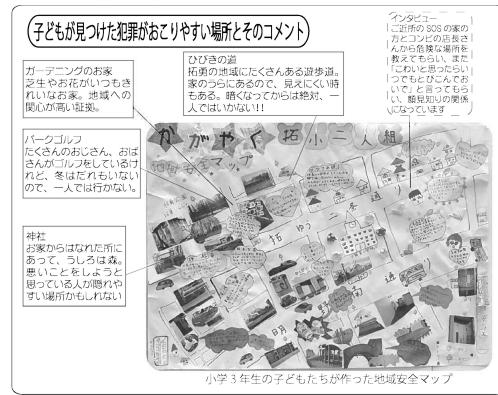
それゆえ、「防犯効果が高い」として地域安全マッ プは、文部科学省や警察庁、犯罪対策閣僚会議など お墨付きを与え子どもたちに実施させることを促し ています。

\*日本で最も権威のある犯罪対策の機関である犯罪対 策閣僚会議が出した「犯罪に強い社会の実現のため の行動計画2008」の中に、"危険を予測する能力 を高めるとともに、地域の連帯感を強めるため、地域 安全マップの更なる普及を図るとともに、適切な作成 方法の啓発を推進する"という文書が盛り込まれてい ます。



「地域安全マップ」はものづくりではなくひとづくり

安全・安心なまちづくりのスタート地点

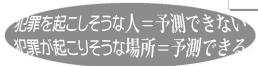


地域安全マップづくりでは、大人と一緒にまちを楽しく探検しながら写真を撮影し、情報を集めま

す。それらをグループで「僕たちの発見したことを皆に見てもらいたい」と思いながら1枚の地図と

#### 今と未来のまちと子どもの安全

してしあげる作業を通じ、犯罪被害に遭わない力をつけ、幕らし ているまちに関心を持ち、地域の大好きな場所やご自慢スポット も見つけ、子ども自身も「まち」の主体者であることを認識して いきます。安全はそのまちに暮らす人々の絆で成り立つことも実 感し、人と人の結びつきを深めることでいじめや非行を防止する 効果も望めます。安全マップづくりは、コミュニティー再生・未 来のまちづくり人材育成のスタート地点になる、未来派志向の安 全教育活動です。



#### 被害未然防止にならない不審者対策

「不審者に注意」という看板やしつけは、防犯効果 が望めません。不審者=黒い服や帽子・サングラス、 変なおじさん、あやしい人、マスクをしている人、 知らない人。子どもたちは信頼する親や教師たちか ら、そのような人に気をつけなさいと言われ続けて います。 これは、「知らない人=不審者」というこ とになり、やがて「他人は誰も信じられない」とい う人間不信を引き起こし、人との繋がりが益々薄れ、 安全・安心は遠のきます。

多くの犯罪を起こそうとしている人は、誰にも見 つからず犯行でき、犯行後は誰にも見られずに逃げ られる「**誰でも入りやすく・誰からも見えにくい**」 場所を選んで犯行に至ります。そのような場所を認 識し、近寄らない、一人で

通らない、警戒心を高める など、対処方法を自ら導き 犯罪の被害に遭わない力を 一人一人の子どもにつける のが地域安全マップの理論 です。

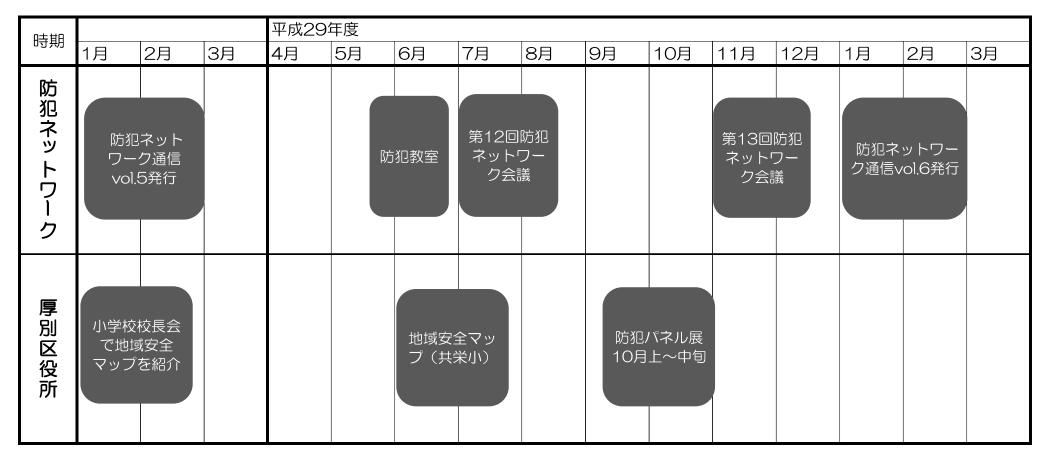


開発者 立正大学文学部社会学科教授 小宮信夫先生

地域安全マップづくりの効果
1. 犯罪被害防止能力の向上
2. コミュニケーション能力の向上
_ 3. 地域への愛着心の向上
- 4. 達成感・成功体験を通じた自己肯定感
の向上
5. 非行防止能力の向上
6. 大人の防犯意識の向上

**NPO法人エクスプローラー北海道** http://blog.canpan.info/explorer/ 当法人制作の資料などが日本財団公益図書館よりダウンロードできます

# ●平成28~29年度事業計画



資料5